

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
（当日は、
翌日）

目 次

◇選管規則

鳥取県議会議員及び鳥取県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用等についての県費負担に関する規則

選挙管理委員会規則

鳥取県議会議員及び鳥取県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用等についての県費負担に関する規則をここに公布する。

平成六年三月二十八日

鳥取県選挙管理委員会委員長 長 尾 義 男

鳥取県選挙管理委員会規則第一号

鳥取県議会議員及び鳥取県知事の選挙における選挙運動用自動車の

使用等についての県費負担に関する規則

（趣旨）

第一条 この規則は、鳥取県議会議員及び鳥取県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用等についての県費負担に関する条例（平成六年三月鳥取県条例第二号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（契約締結の届出）

第二条 条例第三条第一項又は第七条第一項の規定を受けようとする者は、条例第四条又は第八条に規定する有償契約を締結した場合には、直ちに（公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第八十六条第一項、第二項、第五項、第六項又は第八項の規定による届出の前に当該契約を締結した場合には、当該届出の後直ちに）、選挙運動用自動車使用契約届出書（様式第一号）又はポスター作成契約届出書（様式第二号）に当該契約に関する書面の写しを添えて、選挙管理委員会（以下「委員会」という。）に届け出なければならない。

（確認申請等）

第三条 条例第二条第三項に規定する候補者（前条の届出をした者に限る。以下「候補者」という。）は、条例第五条第二号ロ又は第九条の規定による確認を受けようとする場合には、委員会に対し自動車燃料代確認申請書（様式第三号）又はポスター作成枚数確認申請書（様式第四号）を提出しなければならない。

2 前項に規定する確認は、自動車燃料代確認書（様式第五号）又はポスター作成枚数確認書（様式第六号）（以下「確認書」という。）を用いて行わなければならない。

(確認書の提出)

第四条 候補者は、前条第一項に規定する確認を受けた場合には、直ちに、確認書を条例第四条に規定する有償契約を締結した選挙運動用自動車の燃料を供給する者(以下「燃料供給業者」という。)又は条例第八条に規定する有償契約を締結したポスターの作成を業とする者(以下「ポスター作成業者」という。)に提出しなければならない。

(証明書の提出)

第五条 候補者は、選挙運動用自動車使用証明書(様式第七号)又はポスター作成証明書(様式第八号)(以下「証明書」という。)を、条例第四条に規定する有償契約を締結した一般乗用旅客自動車運送事業を経営する者その他の者又はポスター作成業者(以下「契約業者等」という。)に提出しなければならない。

(請求書の提出)

第六条 契約業者等は、条例第五条又は第九条の規定による請求をしようとする場合には、請求書(様式第九号)に証明書(燃料供給業者又はポスター作成業者にあつては、当該証明書のほか確認書)を添えて、知事に提出しなければならない。

(雑則)

第七条 この規則に定めるもののほか、条例の施行に關し必要な事項は、委員会が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

様式第1号(第2条関係)

選挙運動用自動車使用契約届出書

次のとおり選挙運動用自動車の使用の契約を締結したので届け出ます。

年 月 日 年 月 日 日 執行 候補者 選挙(選挙区)

鳥取県選挙管理委員会委員長 氏 名 殿 氏 名 殿

1 一般乗用旅客自動車運送事業者との契約による場合

契約年月日	契約の相手方の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名	契約内容	備考
		運送契約期間 運送契約金額	円
			円

2 1に掲げる場合以外の場合

項目	契約年月日	契約の相手方の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名	借入れ	契約内容	備考
自動車の借入れ				借入れ期間等 契約金額	円
運転手の雇用					円
燃料代					円

注 1 契約届出書には、契約書の写しを添付してください。
 2 「自動車の借入れ」にあっては、「借入れ期間等」には、「自動車の借入れ期間を、燃料代」にあっては燃料供給量を記載してください。

様式第2号 (第2条関係)

ポスター作成契約届出書

次のとおりポスターの作成の契約を締結したので届け出ます。

年 月 日 年 月 日 執行 選挙 (選挙区)
候補者 氏 名 〇

鳥取県選挙管理委員会委員長 氏 名 殿 記

契約年月日	契約の相手方の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名	契約内容		備考
		作成契約枚数	作成契約金額	
		枚	円	
		枚	円	

注 契約届出書には、契約書の写しを添付してください。

様式第3号 (第3条関係)

自動車燃料代確認申請書

次の自動車燃料代につき、鳥取県議会議員及び鳥取県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用等についての県費負担に関する条例第5条第2号ロの規定による確認を受けたいので申請します。

年 月 日

鳥取県選挙管理委員会委員長 氏 名 殿 選挙 (選挙区)
年 月 日 執行 候補者 氏 名 〇

記

- 1 契約年月日 年 月 日
- 2 契約の相手方の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
- 3 確認申請金額 円

区 分	購 入 金 額	左のうち確認済又は確認申請金額
前回までの累積金額 (a)	円	円
今回の購入金額 (b)	円	円
燃料代計 (a)+(b)	円	円
備 考		

- 注
- 1 この申請書は、燃料供給業者ごとに別々に提出してください。
 - 2 この申請書は、選挙運動用自動車の燃料代について県費負担の対象となるものの確認を受けるためのものです。
 - 3 「前回までの累積金額」には、他の燃料供給業者から購入した金額も含めて記載してください。

様式第4号 (第3条関係)

ポスター作成枚数確認申請書

次のポスター作成枚数につき、鳥取県議会議員及び鳥取県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用等についての県費負担に関する条例第9条の規定による確認を受けたいので申請します。

年 月 日

鳥取県選挙管理委員会委員長 氏 名 殿 選挙 (選挙区)

記

- 1 契約年月日 年 月 日 候補者 氏 名 ㊦
- 2 契約の相手方の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
- 3 確認申請枚数 枚

区 分	作 成 枚 数	左のうち確認済又は確認申請枚数
前回までの累積枚数 (a)	枚	枚
今 回 の 枚 数 (b)	枚	枚
枚 数 計 (a)+(b)	枚	枚
備 考		

- 注 1 この申請書は、ポスター作成業者ごとに別々に提出してください。
- 2 この申請書は、ポスター作成枚数について県費負担の対象となるものの確認を受けるためのものです。
- 3 「前回までの累積枚数」には、他のポスター作成業者によって作成された枚数も含めて記載してください。

様式第5号 (第3条関係)

自動車燃料代確認書

鳥取県議会議員及び鳥取県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用等についての県費負担に関する条例第5条第2号ロの規定に基づき、次の自動車燃料代は、同号ロに定める金額の範囲内のものであることを確認する。

年 月 日

鳥取県選挙管理委員会委員長 氏 名 ㊦

記

- 1 年 月 日 執行 選挙 (選挙区)
- 2 候補者の氏名
- 3 確認金額 円

- 注 1 この確認書は、燃料代について確認を受けた候補者から燃料供給業者に提出してください。
- 2 この確認書を受領した燃料供給業者は、県に支払を請求する場合には、選挙運動用自動車使用証明書 (燃料) とともに当該確認書を請求書に添付してください。
- 3 この確認書に記載された候補者について供託物が没収された場合には、燃料供給業者は、県に支払を請求することはできません。

様式第6号(第3条関係)

確認番号 ポスター作成枚数確認書

鳥取県議会議員及び鳥取県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用等についての県費負担に関する条例第9条の規定に基づき、次のポスター作成枚数は、基準枚数の範囲内であることを確認する。

年 月 日

鳥取県選挙管理委員会委員長 氏 名 印

記

- 1 年 月 日執行 選挙 (選挙区)
- 2 候補者の氏名
- 3 確認枚数 枚

- 注
- 1 この確認書は、ポスター作成枚数について確認を受けた候補者からポスター作成業者に提出してください。
 - 2 この確認書を受領したポスター作成業者は、県に支払を請求する場合には、ポスター作成証明書とともに当該確認書を請求書に添付してください。
 - 3 この確認書に記載された候補者について供託物が没収された場合には、ポスター作成業者は、県に支払を請求することはできません。

様式第7号(第5条関係)

その1

選挙運動用自動車使用証明書(自動車)

次のとおり選挙運動用自動車を使用することを証明します。

年 月 日

年 月 日執行 選挙 (選挙区)

候補者 氏 名 印

記

運送等契約区分番号に○ (該当する方のみを記入してください。)	1 一般乗用旅客自動車 運送事業者との運送契 約による場合	2 左に掲げる場合以外 の場合
運送事業者等の氏名又は 名称及び住所並びに法人 にあっては代表者の氏名		
車種及び自動車登録 番号	運送等年月日	運送等金額 備 考
		円 円

- 1 この証明書は、運送事業者等ごとに別々に作成し、候補者から運送事業者等に提出してください。
- 2 運送事業者等が県に支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。
- 3 この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、運送事業者等は、県に支払を請求することはできません。
- 4 県費負担の限度額は、選挙運動用自動車1台につき1日当たり

次の金額までです。

(1) 一般乗用旅客自動車運送事業者
との運送契約による場合

円

(2) (1)以外の場合

円

5 同一の日において一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約
（「運送等契約区分」欄の1）とそれ以外の契約（「運送等契約
区分」欄の2）とのいずれもが締結された場合には、県費負担の
対象となるのは候補者の指定する一の契約に限られますので、そ
の指定をした一の契約のみについて記載してください。

6 同一の日において一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約
又はそれ以外の契約により2台以上の選挙運動用自動車を使用さ
れる場合には、県費負担の対象となるのは候補者の指定する1台
に限られますので、その指定をした1台のみについて記載してくだ
さい。

7 5の場合における候補者の指定した契約以外の契約及び6の場合
における候補者の指定した選挙運動用自動車以外の選挙運動用
自動車については、県に支払を請求することはできません。

その2

選挙運動用自動車使用証明書（燃料）

次のとおり燃料を使用するものであることを証明します。

年 月 日

年 月 日 執行

選挙（選挙区）

候補者 氏 名 ㊦

記

燃料供給業者の氏名又は 名称及び住所並びに法人 にあっては代表者の氏名				
燃料供給年月日	燃 料 供 給 量	燃 料 供 給 金 額	備	考
	ℓ	円		
	ℓ	円		

注 1 この証明書は、燃料供給業者ごとに別々に作成し、候補者から
燃料供給業者に提出してください。

2 燃料供給業者が県に支払を請求するときは、この証明書を請求
書に添付してください。

3 この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合
には、燃料供給業者は、県に支払を請求することはできません。

4 県費負担の限度額は、候補者から燃料供給業者に提出された確
認書に記載された金額までです。

その3

選挙運動用自動車使用証明書(運転手)

次のとおり運転手を使用するであることを証明します。

年 月 日 年 月 日 執行 選挙(選挙区) 候補者氏名 記

運転手の氏名及び住所	報酬の額	備考
雇用年月日	円	
	円	
	円	

- 注
- この証明書は、運転手ごとに別々に作成し、候補者から運転手に提出してください。
 - 運転手が県に支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。
 - この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、運転手は、県に支払を請求することはできません。
 - 県費負担の限度額は、選挙運動用自動車1台につき1日を通じて円までです。
 - 同一の日において2人以上の選挙運動用自動車の運転手が雇用された場合には、県費負担の対象となるのは候補者の指定する1人に限られますので、その指定をした1人のみについて記載してください。
 - 候補者の指定した運転手以外の運転手は、県に支払を請求することはできません。

様式第8号(第5条関係) ポスター作成証明書

次のとおりポスターを作成することを証明します。

年 月 日 年 月 日 執行 選挙(選挙区) 候補者氏名 記

ポスター作成業者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名	枚
作成枚数	
作成金額	円
当該選挙区(当該選挙が行われる区域)におけるポスター掲示場数	

- 注
- この証明書は、ポスター作成業者ごとに別々に作成し、候補者からポスター作成業者が県に提出してください。
 - ポスター作成業者が県に支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。
 - この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、ポスター作成業者は、県に支払を請求することはできません。
 - 1人の候補者を通じて県費負担の対象となる枚数及びそれぞれの契約に基づく県費負担の限度額は、次のとおりです。
 - 枚数
当該選挙区(当該選挙が行われる区域)におけるポスター掲示場数×2枚
 - 限度額
当該選挙区(当該選挙が行われる区域)におけるポスター掲示場数が500以下の場合
円+円×ポスター掲示場数=単価...1円未満の端数はポスター掲示場数
ポスター掲示場数
単価×確認された作成枚数=限度額
 - 当該選挙区(当該選挙が行われる区域)におけるポスター掲示場数が500を超える場合
円×(ポスター掲示場数-500)=単価...1円未満の端数はポスター掲示場数
単価×確認された作成枚数=限度額

様式第9号 (第6条関係)

その1

請求書
(選挙運動用自動車の使用)

鳥取県議会議員及び鳥取県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用等についての原費負担に関する条例第5条の規定により、次の金額の支払を請求します。

年 月 日

鳥取県知事 氏 名 殿

氏名又は名称及び住所並びに法人
にあつては代表者の氏名
記

- 1 請求金額 円
 - 2 内訳 別紙請求内訳書のとおり
 - 3 年 月 日 執行 選挙 (選挙区)
 - 4 候補者の氏名
- 振込先 銀行名
口座名
口座番号

注 1 この請求書は、候補者から受領した選挙運動用自動車使用証明書 (燃料代の請求の場合には、このほか自動車燃料代確認書) とともに、選挙の期日後速やかに提出してください。
2 候補者が供託物を没収された場合には、県に支払を請求することはできません。

(別紙1)

請求内訳書 (一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約により自動車を使用した場合)

使用年月日	運送金額 (イ)	基準限度額 (ロ)	請求金額	備考
年 月 日	円 () × () = 円	円 × () = 円	円	
年 月 日	円 () × () = 円	円 × () = 円	円	
計			円	

注 「請求金額」欄には、(イ)又は(ロ)のうちいずれか少ない方の額を記載してください。

(別紙2)

請求内訳書 (一般乗用旅客自動車運送事業者以外の者との契約により自動車を使用した場合)

(1) 自動車の借入れ

使用年月日	借入れ金額 (イ)	基準限度額 (ロ)	請求金額	備考
年 月 日	円 () × () = 円	円 × () = 円	円	
年 月 日	円 () × () = 円	円 × () = 円	円	
計			円	

注 「請求金額」欄には、(イ)又は(ロ)のうちいずれか少ない方の額を記載してください。

(2) 燃料代

販売年月日	販売金額 (1) 円	基準限度額(2) 円	請求金額 円	備考
年 月 日	円 () × () =			
年 月 日	円 () × () =			
計	円		円	

注 1 1 回の「計」欄には、確認書に記載された額の合計を記載してください。
 2 「請求金額」欄には、(1)の「計」欄又は(2)の「計」欄のうちいずれか少ない方の額を記載してください。

(3) 運転手

雇用年月日	報 酬 (1) 円	基準限度額(2) 円	請求金額 円	備考
年 月 日				
年 月 日				
計				

注 「請求金額」欄には、(1)又は(2)のうちいずれか少ない方の額を記載してください。

その2

請 求 書
(ポスターの作成)

鳥取県議会議員及び鳥取県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用等についての県費負担に関する条例第9条の規定により、次の金額の支払を請求します。

年 月 日

鳥取県知事 氏 名 殿

氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
記

- 1 請求金額 円
- 2 内訳 別紙請求内訳書のとおり

3 年 月 日執行 選挙 (選挙区)

4 候補者の氏名
振込先 銀行名

口座名
口座番号

- 注 1 この請求書は、候補者から受領したポスター作成枚数確認書及びポスター作成証明書とともに、選挙の期日後速やかに提出してください。
- 2 候補者が供託物を没収された場合には、県に支払を請求することはできません。

(別紙)

請 求 内 訳 書

選挙区(選挙が行われる区域)のポスター掲示場数	作成金額		基準限度額		請求金額		備考
	単価	枚数	単価	枚数	単価	枚数	
A	円	枚	A×B=C	円	D	枚	D×E=F
B	円	枚			E	枚	D×E=F
							G×H=I

注 1 「ポスター掲示場数」の欄には、ポスター作成証明書の「当該選挙区(当該選挙が行われる区域)におけるポスター掲示場数」欄に記載されたポスター掲示場数を記載してください。

2 D欄には、次により算出した額を記載してください。

(1) 当該選挙区(当該選挙が行われる区域)におけるポスター掲示場数が500以下の場合
 円+ $\frac{\text{円} \times \text{ポスター掲示場数}}{\text{ポスター掲示場数}}$...1円未満の端数は切上げ

(2) 当該選挙区(当該選挙が行われる区域)におけるポスター掲示場数が500を超える場合
 円+ $\frac{\text{円} \times (\text{ポスター掲示場数} - 500)}{\text{ポスター掲示場数}}$...1円未満の端数は切上げ

3 E欄には、確認書により確認された作成枚数を記載してください。

4 G欄には、A欄とD欄とを比較して少ない方の額を記載してください。

5 H欄には、B欄とE欄とを比較して少ない方の枚数を記載してください。